

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号：15201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730433

研究課題名（和文） 知的障害児・者の性に対する「支援」の構築に関する研究

研究課題名（英文） Study on the support system for sexuality of people with intellectual disabilities

研究代表者

京 俊輔 (KYO SHUNSUKE)

島根大学・法文学部・准教授

研究者番号：60441127

研究成果の概要（和文）：

本研究は、障害者施設の職員に対するインタビューをもとに、知的障害児・者福祉の現場における性を支援する体制を検討することを目的とした。研究は1) 職員による知的障害児・者の性に対する支援の現状の構造的把握、2) 職員の性別による視点の違いの整理、3) 施設種別ごとによる支援の視点の違いの整理を踏まえ、支援体制案の提唱をするという過程で実施をした。

研究成果の概要（英文）：

This study aimed to examine the support system for sexuality of people with intellectual disabilities. From the facility staffs' interviews, it revealed the following points. Firstly, I revealed the structure of the support system. Secondly, there was a different perspective by gender. Male staff tended to focus on individual behavior. Female staff tended to focus on social behavior, Thirdly, there was difference perspective by facility type. Based on these points, I proposed an idea of support system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	300,000	90,000	390,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：知的障害、性、支援体制

1. 研究開始当初の背景

2006年12月の国際連合第61回総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択され以降、わが国においても批准に向けた準備が進められつつある。この障害者権利条約のなかで、第23条および第25条に、障害児・者の性を権利として保障することや性に関する情報保障を

することが盛り込まれた。

このような国際的な動きのなかで、日本もその動きに同調すべく法改正が進められるなど、障害児・者の生活環境は、いま大きく変わろうとしている。これら社会の流れのなかで、障害児・者の性はどのように権利として保障されるようになるのか、今後の学校教育や福祉にとっても大きな課題となってい

る。

知的障害児・者の性に対する学校教育や福祉の取り組みに目を向けると、たとえば学校教育では「特別支援学校等学習指導要領」(文部科学省 2009) のなかで、知的障害のある高等部生徒に対して、「心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める」という考えが示され、それにもとづき各学校で性教育が実施されている。

一方福祉では、性に対する支援は福祉サービスの提供内容に含まれないだけでなく、専門職の養成課程においてもほとんど言及されることはない。また具体的な方向性が見えてこないこんにちの知的障害児・者の性に対する支援は、施設職員同士の認識の違いがあるだけでなく、社会福祉基礎構造改革以降、複数のサービスなどを利用する知的障害者が増えていることなども合わせ、支援の実施が困難な状況に陥っていると見える。学校教育と福祉双方において支援に関する実践例も複数紹介されているものの、その方向性や内容を共有するには多くの課題を残しており、結果として権利として保障する段階には双方至っていないとはいえない。その結果として自分の身体のことを知らない状態や、間違った認識や情報を頼りにしたまま、社会生活を送ることを余儀なくされている。

このような社会的な背景をもつなかで福祉の分野における知的障害児・者に対する支援における到達点と課題となっているものはなにかを明らかにし、支援体制を構築することがこんにちの障害福祉の領域では必要となっている。

2. 研究の目的

本研究はこのような問題意識にもとづき、以下の点に着目した。1点目に、知的障害児・者の生活を支援する障害者施設等では日々の支援のなかでどのように支援を行っているのかを解明することである。制度に組み込まれていないだけでなく、具体的な支援が確立されていないこんにちの障害者福祉の領域における支援のプロセスを解明することにより、支援の実施を妨げる要因を明らかにすることができる。

2点目に施設職員の意識の違いを明らかにすることである。男性職員、女性職員それぞれに意識づけられている性を明らかにすることで、研修等を行う上で盛り込むべき内容を整理する。これにより、支援を検討する際の情報を整理することができるようになる。と考える。

3点目に多様化する障害者施設ごとに意識づけられている知的障害児・者の性を明らかにすることである。意識づけられている性に着目することで、障害者施設等で取り組む

べき重点課題を整理することができると思われる。

4点目にこれら整理等を通じて、重点課題を今一度整理し、それぞれの施設で日常生活支援と並行して取り組むべき課題を盛り込んだ支援体制案を作成する。案を作成することで、施設ごとに重点を置く課題、施設間の関連等を提示できると考えられる。

3. 研究の方法

A 県 B 圏域(2市町)にある障害者支援施設等で日常的に知的障害児・者と関わりのある施設職員 11 名に対するインタビュー調査を実施し、(1) 障害者施設で取り組まれている支援の現状および課題について、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて明らかにし、(2) テキストマイニングを用いて職員の性別及び施設種別ごとの課題を整理した上で、(3) B 圏域における施設間連携を視野に入れた支援モデルの検討を行った。

4. 研究成果

(1) 支援の現状及び課題

A 県 B 圏域の障害者施設の施設職員に対するインタビューの逐語記録を、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を試みた。そこでは、インタビュー結果から浮上した、施設職員に共通する支援実施の際に生ずる「迷い」に焦点を当て、その「迷い」が支援全体の流れの中でどのようにして生ずるのかを明らかにした。

その結果、施設内では施設職員が一個人として感じる知的障害児・者の性の受け止めと施設職員個々人の性に対する価値観の違いが施設内での支援を考える上での足かせになっている実情が明らかになった。また、こんにちの障害者制度のもと、同一法人の複数にわたる施設またはサービスを利用する利用者が増えているなかで、他施設やサービス間での意見の相違が実施を難しくしているだけでなく、仮に同意が得られたとしても、法人によっては独自のルールがあるため、そのルールから外れて支援をすることができないという葛藤があることが分かってきた。

また社会的に知的障害児・者の性を否定的に見る考えが潜在化する一方で、施設職員は性を肯定的に受け止めた上で支援を行いたいという思いを持っていることも明らかになった。肯定的に受け止めるか、否定的に受け止めるかによって、その後、『「のぼす」支援の検討』となるか『「止める」『起こさない』支援の検討』となるかが変わってきていることもここで明らかになっている。さらに支援を検討する際には、施設職員としての経験知が優先されていることも明らかになった。これら統一されていない考えや支援方法をも

とに障害福祉の現場では支援が検討され、実施されているなかで施設職員は支援実施に関して「迷い」が生じる。

このような視点のズレ、支援方法の検討それぞれに対して施設職員のなかに「迷い」があるなかで、本来ならばこの段階でスーパーバイザーなどのアドバイスをする役割に当たる人が介入するのが望ましいと考えるが、ほとんどの施設では性を支援することに対する知見を持ったスーパーバイザーが存在していない。

さらに支援も実施する前の段階で、対象となる知的障害児・者の障害特性ゆえ、家族の理解が必要となる場合があるため、保護者に支援内容の確認をしていることが明らかになった。保護者の知的障害児・者の性に対する理解は、いまだに否定的な視点によるものも多い中、仮に施設内で肯定的な受け止めから「のぼす」という支援を検討していたとしても、それが認められないケースも含まれてくるだけでなく、保護者の意向により支援内容そのものに大きな変更が加えられるケースもあることが分かった。その結果、特に本研究では、知的障害児・者の男女の付き合いに対して、施設内外問わず「行動の制限」をする形の支援となるケースにつながっており、結果的に社会における「知的障害者役割」を創出する、もしくはその創出に加担する形の支援になっている点が明らかになった。また、それと同時に支援を実施する職員に支援を実施した後に、それで良かったのかという「迷い」が生じていることが分かってきた。これら支援が、経験知となり次の支援に関する情報として蓄積されていく、そうした支援全体の脆弱性が推察されるものとなった。

(2) 支援モデルの検討

A 県 B 圏域の障害者施設の施設職員に対するインタビューの逐語記録をテキストマイニングの手法で再分析し、①職員の性別による視点の違い、②施設種別ごとの視点の違いを整理したうえで、共通する項目等を検証し、③支援体制案を作成した。

①職員の性別による視点の違い

職員の性別による視点からの分析では、男性職員は、「性」「ネットワーク」「禁止」「メディアの情報」「プライベートな空間」「排せつ」などのプライベートな性を意識すると同時に「禁止」することを意識づけているという結果を得ることができた。一方女性職員は、「家族」「感情」「結婚」「生活」「家」など結婚生活や家庭生活を意識しているという、施設での生活だけでなく、地域での生活も念頭においた視点をもっているという結果を得ることができた。

②施設種別ごとの視点の違い

施設種別ごとの視点に関する分析では、次のような結果を得ることができた。入所施設および通所施設では共通する課題が多く、羞恥心の獲得や利用者同士の付き合い方など知的障害児・者本人の課題や、家族との情報共有や協働に関する課題が生成された。一方グループホームでは、地域生活を想定した課題の占める割合が高く、男女交際の仕方やインターネットなどを介したトラブルへの対応などが含まれていた。相談支援事業者は、直接的な介入は少ないものの、施設で対応しきれないサービス利用時間外の生活支援や、施設での支援の評価をするという課題が生成された。

(3) 支援モデルの検討

ここでは、(2)②の分析結果をもとにカテゴリ化を試み重点課題を整理し、(2)①の分析結果をもとに、職員の研修プログラムに含むべき視点を整理した(以下、【 】が重点課題、〈 〉が上位の重点課題)。

入所施設では、入所者の多くが日常生活の大半を施設内で過ごすため、施設側は昼夜を問わず支援することが求められている。このことから、入所施設では地域での生活を重視するよりも施設内の生活が重視されていた。また、特に入所施設の場合、障害の程度が重い人が占める割合も高いことから、【家族との協働】や【男女交際のルール作り】が必要となっていた。

通所施設は、入所施設利用者だけでなく、在宅で生活する人やグループホームから通う者も少なくない。また通所施設を利用する障害の程度も多様であることから、入所施設と共通するカテゴリだけでなく、入所施設では現れなかった【異性との関係作り】がカテゴリとして生成された。

グループホーム利用者は、障害の程度が比較的軽く、平日、休日を問わず日中をグループホーム外で過ごす人も少なくない。ここでは、グループホーム内外を問わず、【男女交際と「私」の理解】と【男女交際と「公」の理解】からなる〈男女交際と公私の理解〉が生成された。また、【地域の協力と連携】【専門機関の必要性】など、グループホーム外の関係機関との連携が挙げられたのもその特徴といえる。

相談支援事業者は各施設とは距離を置く形で、【支援の評価】【加害者／被害者へのケア】【サービス利用外の生活への介入】【障害理解と啓発】という役割が期待されていることが明らかになった。

研究(3)ではこれら課題の整理を踏まえ、施設間の共通項目や独自で取り組む項目などを検討し、最終的に支援モデル案として提示をしている。

また研究(3)では、この支援モデルと研究(1)の対応も検討している。修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた研究(1)では、施設における支援としてコアカテゴリ『施設職員間コンフリクト』と『「迷い」の表出』が生成された。コアカテゴリ『施設職員間コンフリクト』には、施設職員間での認識や価値観の違いから生じる主要なカテゴリ《職場内コンフリクト》(以下《 》は主要なカテゴリ名)、支援方法等を検討する際に拠り所とする情報が定まらないことから生じる《情報の選択》、その結果生み出される《二極化した視点からの検討》が含まれていた。これらを全て解消するところまでは至っていないものの、施設として取り組むべき重点課題として提示することで、支援の方向性や障害の程度に合わせた働きかけが検討できるようになると考える。また《SV機能不全》に関しては、テキストマイニングの結果からはスーパーバイザーとなるべき施設職員は見いだせなかったものの、各施設での取り組みをより客観視できる立場である相談支援事業者にその役割が期待されているということをも提案できた。また、相談支援事業者には、こんにちの契約制度にもとづくサービス提供が優先される障害福祉制度のなかで、契約時間外の取り組みの中心に相談支援事業者が入ることが期待されていることも示すことができた。

もう一つのコアカテゴリである『「迷い」の表出』においてカテゴリとして生成された《保護者フィルター》《「知的障害者役割」の創出》《支援後の迷い》についても支援プログラムは関連性をもっていると言える。《保護者フィルター》に関しては、特に入所施設、通所施設において【家族との協働】(以下、【 】は重点課題)と【男女交際のルール作り】が課題として生成された。入所施設で生活をする知的障害児・者および通所施設に通う知的障害児・者の中には、障害特性の関係で意志決定が十分にできないと見なされる者も少なくないなかで、保護者の意見が支援に反映されることも少なくないと考えられる。家族との協働を通じた情報の共有や、男女交際のルール作りという具体的な面での協力体制を作ることによって支援における保護者の位置づけが明確化してくると考えられる。また《「知的障害者役割」の創出》に関して言及すれば、通所施設およびグループホームでは地域での生活場面も想定した【異性との関係作り】や〈男女交際の公私の理解〉が課題として生成された。これら課題として想定されているものは、知的障害児・者としての生活よりもむしろ一市民としての生活であることから、「知的障害者役割」ではなく「市民としての役割」を創出することに寄与できるものになると考えられる。

これら結果から、施設職員の中に「迷い」の生じにくい支援体制が構築できるようになるだけでなく、それぞれの施設が果たすべき役割が明確化することで施設間の連携が有機的になるだけでなく、家族との連携、地域との連携も効果的に構築できるようになると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①京俊輔, 「保護者と施設職員の『知的障害者の性』に対する意識——テキストマイニングを用いた探索的分析」『島根大学社会福祉論集』, 査読無, 4, 2012, pp. 1-16.
- ②京俊輔, 「知的障害児・者の性に対する支援の課題——『利用者の送る目線』に対する取り組みを通じて」『オープン・カレッジ研究』, 査読有, 11, 2011, pp. 16-29.
- ③京俊輔, 「障害者福祉におけるコンサルテーションの役割に関する一考察——地域で生活をする強度行動障害のある人の支援を通じて」『島根大学社会福祉論集』, 査読無, 3, 2010, pp. 26-44.

[学会発表] (計2件)

- ①京俊輔, 「保護者と施設職員の『知的障害者の性』に対する意識——テキストマイニングを用いた探索的分析」, 日本発達障害学会第46回研究大会, 2011年8月20日, 鳥取大学(鳥取)。
- ②京俊輔, 「知的障害児・者の性と向き合う施設職員の支援形成プロセス——施設職員の『迷い』に着目して」, 日本発達障害学会第45回研究大会, 2010年9月4日, 東海大学(湘南)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

京 俊介 (KYO SHUNSUKE)
島根大学・法文学部・准教授
研究者番号: 60441127

